

請願番号	請願第46号	受理年月日	平成22年11月25日
請願の件名	<p>最低保障年金制度の制定を求める請願</p> <p>(請願要旨)</p> <p>高齢化がすすむなかでお年寄りの年金はどんどん引き下げられ、安心して老後の生活を送ることが出来なくなっています。現行の年金制度はその問題点として、25年もの長期の掛け金が受給条件となっており、100万人を超える無年金者、900万人を超える国民年金だけの受給者(その平均月額が48,000円に過ぎず、苦しい生活を余儀なくされている)など、すべての高齢者に「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていないことにあります。また、2004年の「年金改革」の前提とされていた2007年度納付率80%の達成率は2007年度66.3%、2008年度61.5%と下がり続けています。その背景には高すぎる保険料の上に正社員の解雇や「非正規切り」の横行による貧困の広がり、年金への不信の高まりなどがあると見られます。</p> <p>日本の公的年金制度をよみがえさせる道は、最低保障年金制度を創設し、憲法25条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、内需拡大につなげることにあります。その財源は消費税によらないものとすべきです。消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる最悪の逆進的な税制です。消費税の増税は、「貧困と格差」を一層ひどくすることは明らかです。そのため年金の財源は①大企業への応分の負担増、②高額所得者、大資産家への適切な負担増、③軍事費の削減、④年金積立金などに求めるべきです。民主党政権が基本7項目を中心とした新年金制度構想を提起し、国民からの意見を求めています。しかし、政府の「新年金制度に関する検討会」の中間まとめでは、現在の無年金者や低年金者は制度の埒外に置くことや財源を消費税増税に求めるなど、多くの問題点を含んでいます。私たち高齢者は、消費税に財源を求めるのではなく、全額国庫負担による最低保障年金制度をただちに制定するよう強く求めています。貴議会として政府に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を採択し提出されるよう請願いたします。</p> <p>記</p> <p>1. 財源を消費税によらず、現在の無年金・低年金者に適用する最低保障年金制度をただちに制定すること</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘要			